

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 （新条例名：女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例） ※令和6年4月1日より改正条例施行				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第2号	法 規 集	第6編第1章第4節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局共生推進本部室				
条 例 の 概 要	社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、社会福祉法の規定より条例で定めることとされている婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に定める基準により、入所者が自立した生活を送るために必要な設備の整備等、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の適切な運営が確保されており、有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に定める基準は、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の運営について必要かつ十分な規制を行っており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の保護を行う婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、「かながわランドデザイン」のプロジェクト12「男女共同参画」（新：プロジェクト9「生活困窮」）の一環として、県政の基本方針に適合したものである。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例に定める基準は、社会福祉法の規定により厚生労働省令で定める基準に従い、基準を標準とし、又は基準を参酌した内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準が制定され、令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。			

見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	条例の運用上の課題は見受けられな いため。
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	